

改正 平成一七年 二月二二日条例第二六号 平成一七年一〇月二五日条例第一〇一号

千葉県酪農のさと設置管理条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県酪農のさとの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 県は、県民が酪農に親しみ、その歴史について学ぶ機会を提供することにより、県民の酪農その他の畜産に対する理解を深め、もって畜産の振興に資するため、千葉県酪農のさと（以下「酪農のさと」という。）を南房総市大井六百八十六番地に設置する。

一部改正〔平成一七年条例一〇一号〕

（業務）

第三条 酪農のさとの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 博物展示施設、園地その他の施設の提供
- 二 酪農及びその歴史に関する資料の収集、保存及び調査研究
- 三 体験学習会その他の酪農に親しむ行事の実施
- 四 その他酪農のさとの設置の目的を達成するために必要な業務

（行為の許可）

第四条 酪農のさと内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 物の販売、業として行う案内、写真若しくは映画の撮影若しくは物の貸付けその他の営業行為又は物の頒布、募金若しくは興行その他これらに類する行為をすること。
- 二 集会、競技会、展示会その他これらに類する催しのため酪農のさとの全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
- 3 前各項の規定による許可には、酪農のさとの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の取消し）

第五条 知事は、前条第一項又は第二項の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 前条第三項の規定による許可の条件に違反したとき。
- 二 この条例の規定又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（指定管理者による管理）

第六条 知事は、酪農のさとの設置の目的を効果的に達成するため、酪農のさとの管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

一部改正〔平成一七年条例二六号〕

（業務の範囲）

第七条 指定管理者が行う業務の範囲は、第三条各号に掲げる業務（行為の許可に関する業務を含む。）とする。この場合における第四条及び第五条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

追加〔平成一七年条例二六号〕

（管理の基準）

第八条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

追加〔平成一七年条例二六号〕

（委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、酪農のさとの管理に関し必要な事項は、規則で定める。
一部改正〔平成一七年条例二六号〕

附 則

この条例は、平成七年十一月一日から施行する。

附 則（平成十七年二月二十二日条例第二十六号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十五日条例第百一号抄）

（施行期日）

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 （前略）第三十三条（中略）の規定 平成十八年三月二十日

四 （略）